

官報

号外 平成六年六月十七日

○第百二十九回 参議院會議録第二十二号

平成六年六月十七日(金曜日)

午後零時十八分開議

○議事日程 第二十一号

平成六年六月十七日

午後零時十五分開議

- 第一 石油公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、製造物責任法案(閣法第五三三号)及び製造物責任法案(参第二号)(趣旨説明)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。

この際、日程を追加して、
製造物責任法案(閣法第五三三号)及び製造物責任法案(参第二号)について、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。寺澤國務大臣。

〔國務大臣寺澤芳男君登壇、拍手〕

平成六年六月十七日 参議院會議録第二十二号

○國務大臣(寺澤芳男君) 製造物責任法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

製品に起因する事故から消費者を保護するためには、事業者、消費者双方の自己責任をも踏まえつつ、事故の防止及び被害の救済から成る総合的な施策を講じる必要があります。

製品の欠陥に起因する事故が発生した際の被害救済については、民法第七百九条に基づいて紛争解決が図られることとなっておりますが、同条は過失責任の原則に立っており、被害者は製造業者の過失の存在を立証しなければなりません。

しかしながら、大量生産、大量消費の現代社会においては、製品の安全性確保は製造業者に依存する度合いが高まってきており、被害者の円滑かつ適切な保護という観点から、製品関連事故の分野において過失責任の原則を修正し、欠陥責任の考え方による製造物責任制度を導入すべきであるとの指摘がなされるようになってまいりました。

製造物責任制度の導入については、社会経済への影響など幅広い観点からの検討が必要であることとから、政府といたしましては関係審議会等において鋭意検討を重ねてまいりましたが、同制度の法制化を進めるべきであるとの結論が得られましたので、本法案を提出することといたした次第であります。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、製造物責任の導入であります。具体的には、製造業者、輸入業者等がみずから製造、加工、輸入または一定の表示をし、引き渡した製造

物の欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるものとすることであり、ただし、いわゆる拡大損害が生じていない場合における欠陥のある製造物自体の損害については除外することとしております。

第二は、免責される場合を定めたことであり、具体的には、研究開発及び技術革新の阻害の可能性に留意し、製造物を引き渡したときにおける科学または技術に関する知見によつては欠陥の存在を認識することができなかった場合に製造業者等を免責する開発危険の抗弁を認めるほか、一定の場合に部品・原材料製造業者の免責を認めることとあります。

第三は、責任期間を定めたこととあります。具体的には、製造業者等の責任を早期に安定させることや欧米諸国の動向等を考慮して、製造業者等が製造物を引き渡したときから十年間とし、蓄積損害等については、損害の性質に応じた被害者の救済を図る観点から期間の起算点を損害発生時とするなどあります。

加えて、法の目的、欠陥の定義等を明らかにし、国民にとってよりわかりやすい法律となるよう所要の規定を置いております。

以上がこの法案の趣旨であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 橋本教君。

〔橋本教君登壇、拍手〕

○橋本教君 日本共産党提出の製造物責任法案につきまして、その趣旨と提案理由を御説明申し上げます。

現代社会の大量生産、大量消費のもとで、製品の欠陥による被害から国民の生命、身体、財産を守るのと同時に、損害の発生に対し迅速かつ適切な賠償が受けられるようにすることは、安全で豊かな国民生活を確保するための今日の緊急課題であります。

ところが、現在、これらのさまざまな製品は高度で複雑な技術と製造方法で生産され、製品の安全性や欠陥に関する情報は事実上製造業者の手に独占されております。そのため、欠陥商品による被害の損害賠償訴訟を提起いたしましたとしても、現行法のもとでは欠陥や過失の存在を消費者が立証しなければならぬため、多くの消費者が泣き寝入りしているのが実情であります。

このような事態を解決するために、欧米諸国では既に確立されておりますが、無過失賠償責任を柱とする製造物責任法の制定が広範な国民の要求となつております。

日本共産党は、この国民の要請に真にこたえられる抜本的な被害救済とその予防を図るため、本法律案を提出したものであります。

次に、本法律案の趣旨を御説明申し上げます。

第一に、製品の欠陥が原因で消費者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その製品の製造業者は過失の有無にかかわらず損害賠償の責任があるとす、いわゆる無過失賠償責任を明確にしております。

さらに、製造業者などがその欠陥製品を流通に置いた当時の科学技術の水準ではその欠陥が認識できなかった場合には免責されるという、いわゆる開発危険の抗弁は、政府案とは異なり被害者救済を効果あらしめるためにこれを認めないことにしております。

第二に、弱い立場の消費者の利益を公正に守るため、消費者が製品を普通に使用していたのに予期せざる損害を受けた場合はその製品の欠陥であると認めることとし、したがって製造業者などが具体的に反証しない限り、その製品の欠陥と損害との間に因果関係が存在するものと推定する規定を設けております。

なお、政府案では規定されておきませんが、本法案では製品に関する指示、警告などの表示がつけられていなかったり、それが不適切である場合も欠陥に含めることとしております。また、損害

発生時の欠陥は、その製品を流通に置いたときから存在していたと推定する規定も設けております。

第三に、製造物責任に関する訴訟では、被害を受けた消費者の過酷な立証責任を軽減し、加害者である製造業者の情報公開をなされるために、裁判所はその製品の欠陥の立証に必要な資料の提出を命ずることができるとする情報の開示義務の規定を設けております。この点も政府案にはありませんが、被害者救済を効果あるものとするためには必要かつ合理的な措置であると考えます。

第四に、製造業者などが製品に責任を持つ期間には、政府案の十年に対して、民法の不法行為の原則どおり二十年とし、なお蓄積性のある被害についてはこの制限を外しております。

以上のほか、政府に対し、被害の確実な救済と経営基盤の弱い中小企業のために政府管掌の中小企業製造物責任保険制度の創設及び欠陥情報の公開制度、被害者防対策の充実強化等について努力義務を規定しております。

以上がこの法律案の趣旨と提案理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。宮崎秀樹君。

〔宮崎秀樹君登壇、拍手〕

○宮崎秀樹君 私、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました製造物責任法案に対して質問を行います。

羽田総理は再三にわたり訪米され、ホワイトハウスで米国要人と会談されておられますが、かつてトルーマン大統領が、ザ・バック・ストップ・ス・ヒアという言葉を残されていることを御承知と思ひます。これは責任を転嫁しない、または最後の責任はここにとるとの意味と聞いてお

ります。総理も、このザ・バック・ストップ・ス・ヒアの精神で謙虚に質問に耳を傾け、国民のためになる誠意ある答弁をしていただくよう期待いたします。

今日、我が国は国民一人一人がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現を目指した生活大国への道を歩みつつあります。そのためには、安心して暮らせる社会を構築することが重要な課題となっております。

こうした中で、政府がこのたび製造物責任法案を取りまとめられたことは評価しているものであり、遅きに失したと思っております。しかしながら、製造物責任制度の立法化に当たっては明らかにしておかなければならない幾つかの重要な問題があるため、政府の明確な答弁を期待いたしまして、以下の質問を行います。

今日、我が国で生産される製品は、国内はもとより世界の消費者に高い評価をもって受け入れられております。これは、我が国企業のためよき努力によって製品の性能、品質等の向上を図ってきた結果が評価されているからであると思ひます。

しかし、現代社会におきましては新商品が多く出回り、しかも新技術が開発されてきた結果、常に製品の何らかの欠陥によって消費者が被害をこうむる可能性が高まっているのも事実であります。

このような中で、消費者が安心して製品を利用できるように、まず製品事故に遭わないことが第一であります。しかし、万一不幸にして事故が起きた場合には、被害が迅速かつ確実に救済されることが必要であります。

それにこたえるものとして、現在、具体的に申し上げますと、薬事法、道路運送車両法、食品衛生法、消費生活用製品安全法、電気用品取締法、ガス事業法等による国の安全規制が行われております。また、被害の救済については、自動車損害賠償補償制度、医薬品副作用被害救済基金制度、

消費生活用製品安全性認定制度等による救済がなされております。

このように、我が国では個別に具体的な製品安全対策が実施されているのでありますが、こうした中で政府が新たに製造物責任法案を提出されるに至った背景について、まず総理及び経済企画庁長官にお伺いいたします。

次に、製造物責任制度の導入が中小企業に及ぼす影響についてお伺いいたします。

我が国製造業のうち、企業数では九九％、従業員数では七九％が中小企業で占められております。このような状況下で製造物責任法案が導入された場合、中小企業に対してどのような影響があるかについて、東京商工会議所が行ったアンケート調査を参考にしてみますと、PLの法制化に不安があると答えた企業は八七％にも上り、多くの中小企業がコスト増による収益悪化やクレーム増加への対応などに不安を抱えていることがわかります。

中小企業の場合には、大企業と異なりクレーム処理専門の部門がない、法的な専門知識を有した人材がない、設計、製造において柔軟性が発揮できないほどの人的、技術的、資金的にも余裕がない、価格転嫁が行いにくい、事故再発防止のための情報収集、分析、原因究明等の体制が弱い、損害賠償能力が不足している等さまざまな問題を抱えているため、製造物責任制度が導入された場合、その対応でかなり深刻な打撃を受けるおそれがあります。

また、中小企業のうち約五六％は下請企業で占められておりますが、通商産業省の調査によれば、親企業が下請企業に対して安全性向上の指導をするに回答したものが全体の七二％にも及んでおります。果たして、下請企業はこのような親企業からの安全性に対する要請にこたえられるのでしょうか。仕入れ先の選別を理由とした親企業からの過度の要請が下請企業の経営を圧迫することが懸念されます。

また、損害賠償責任の分担において下請企業と親企業との関係が明確に整理できないため、その結果として下請企業に不利な責任が課せられるのではないかと懸念される問題の発生が危惧されております。

そうでなくとも、下請企業を取り巻く環境は近年の円高の進展による親企業からのコストダウン等の合理化要請もあってますます厳しいものとなっております。かつ、景気低迷の中にあつて製造物責任制度への対応は下請企業にとってまさに死活問題であります。

また、下請企業も含め我が国の中小企業は、これまで活力ある多数として経済のダイナミズムを支える上で欠くことのできない重要な役割を担ってきました。しかし、大企業の製造物責任への対応による下請企業への影響や中小企業みずからの新たな負担等により、中小企業の従業員を含め数千万人に及ぶ人々が今や重大な影響を受けようとしております。このことは、ひいては我が国経済の活力にも支障を生ずることを意味するものであります。

今回の製造物責任法案により、中小企業に無用の混乱が生じないよう、また経営を圧迫しないよう、人的、技術的、資金的対応や情報収集、分析、原因究明体制の確立等の面において適切な措置を講ずる必要があると思ひますが、通商産業大臣の所見をお伺いいたします。

次に、製造物責任法案の導入に伴う訴訟への影響についてお伺いいたします。

既に御承知のように、米国では企業相手の製造物責任訴訟が顕著であり、連邦裁判所への提訴件数は八〇年代に入り急増し、毎年一百万件以上も上っております。また、賠償額も年々高額化いたしております。

もちろんこの背景には、懲罰賠償制度、陪審制、弁護士報酬制等、米国の司法制度にも要因があると言われております。

また、損害賠償責任の分担において下請企業と親企業との関係が明確に整理できないため、その結果として下請企業に不利な責任が課せられるのではないかと懸念される問題の発生が危惧されております。

その結果、米国では保険料の引き上げによる製品価格の上昇や、企業製の製品開発意欲の萎縮、必要な製品の生産停止、あるいは保険会社による保険引き受け拒否が企業経営に影響を与えているなど、乱訴による弊害が生じていると言われております。

一九九一年に米国のブルッキングス研究所が発表した「賠償の混乱」と題する報告書の中でも、製造物責任が研究開発に対して深刻な後退要因となっている点が指摘されております。

もちろん、我が国と米国の司法制度は異なるため、直ちに米国のような乱訴による問題が生じるとは考えにくいと思いますが、我が国でもこれを機会に被害者による損害賠償の動きが顕在化し、容易に訴訟を起こす風潮が強まる危険性は高いでしようか。また、その結果、企業の研究開発意欲が阻害されることにはならないでしようか。法務大臣及び通商産業大臣の所見をお伺いしたいと存じます。

最後に、本法案の対象として輸血用血液製剤を含めるか否かという問題についてお伺いいたします。平成五年十月に出されました中央競争審議会の製造物責任制度等特別部会報告では、輸血用血液製剤は製造物責任制度の対象とすべきではないと明確に結論づけております。

その理由として、同報告では、全血製剤と血液成分製剤は、人体から採取した血液を基本的に加工処理しないで輸血に用いるものであり、生体機能の一部を補充・移植するという性格を有するため、製造物の概念には含まれないと述べております。

また、平成五年十二月の国民生活審議会消費者政策部会報告でも、全血製剤と血液成分製剤は製造物責任の対象とするには適当ではないと、中央競争審議会と同様の結論を出しております。しかるに、衆議院の商工委員会の審議でも明らかのように、政府は、輸血用血液製剤は加工され

た動産とすることができると製造物責任の対象に含まれる旨の答弁を行っております。

輸血用血液製剤が製造物である根拠として、製造過程で生体以外の医薬品が混入することが挙げられておりますが、輸血用の全血製剤及び血液成分製剤は、人体から採取した血液を有効成分の機能を保ちつつ液状のまま無菌な容器に入れ、それを必要とする患者さんのもとに届けることが必要不可欠であり、この点では臓器移植と同じ次元でとらえるべき医療行為であります。

さらに、輸血用血液は緊急不可避のときにのみ使用するもので、代替品はなく、消費者である患者も選択の余地のないものであり、異なった献血者一人一人から得られたもので、均一のものであり得ず、したがって輸血は副作用やリスクを持つていえるものであります。

また、加熱滅菌等により感染性を減じることが可能な血漿分画製剤と異なり、輸血用血液は基本的にそのまま輸血するいわゆる生ものであります。この点は、今回製造物の対象範囲から除外されております未加工農林水産物と同じであります。なぜ、同じ生ものでありながら、一方では除外され他方では対象となるのか納得がいきません。

しかも、我が国の血液事業は献血に協力する年間延べ七百五十万人の国民の善意によるのみ支えられており、非営利団体である日本赤十字社が国の方針に従いその善意を受けとめることにより運営されております。医療機関にも経済的メリットはなく、全く市場性のない非営利事業であります。

したがって、仮に本法案の対象となった場合、時には輸血用血液の製造を一時中止せざるを得ない状況に至ることも想定されております。その結果、必要な手術、治療が不可能になる場合も考えられ、日本医師会、日本輸血学会、日本外科学会、日本内科学会、胸部外科学会を初め関連医学界が大きな支障となることに懸念を表明してお

り、国民にとって重大な影響が生じかねません。我が国は、他の国には見られない献血システムで実績を上げてきました。

したがって、参議院自民党は、製造物責任制度が血液供給に及ぼす影響を考慮し、拙速を避けて、本法案の十分な審議を尽くすことを望むものであります。

そもそも、輸血用血液製剤は医薬品副作用被害救済基金制度の対象外であったものを、本法案に取り込んだことは理にかなわないものであります。

本来、この法案の趣旨は消費者や被害者の保護を図るものであり、患者さんを真に救済しようとするならば、製造物責任法による損害賠償ではなく、別途新たな措置によって対応すべきであります。

この際、いまま一度、中央競争審議会の製造物責任制度等特別部会報告の意見を尊重し、製造物責任法案の対象から輸血用血液製剤を除外すべきであると思っておりますが、総理の血の通った明快な御答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣(羽田孜君) ます、新たに製造物責任法案を提出するに至った背景ということでありますけれども、製品に起因いたしました事故から消費者を保護するためには、事故の防止及び被害の救済から成る総合的な施策を講じる必要があります。

政府といたしましては、被害者の適切な保護という観点から、関係審議会におきまして製造物責任制度について検討を重ねてまいりましたが、このたびその法制化を進めるべきであるとの合意が得られましたので、本法案を提出することにしたこととさせていただきます。

なお、輸血製剤を除外すべきという御指摘でございました。輸血用の血液製剤は、血液に保存液、抗凝固液等を加えたものでありまして、加工された動産であることから製造物に該当し、本法案の対象となることとあります。

ただし、この場合、輸血用血液製剤は生命の危機に際して使用されるものでございまして、他に代替する治療法がなく極めて有用性が高いこと、また血液によるウイルス等の感染や免疫反応等による副作用が生ずるおそれがある旨の警告表示がなされていること、さらに、世界最高水準の安全対策を講じた上で供給されておりますが、技術的にウイルス感染や免疫反応などにより副作用の危険性を完全に排除することができないことというような製品の特性などの事情を総合的に考慮しまして欠陥に該当するかどうかを判断する必要があろうというふうに考えます。

したがって、現在の科学技術の水準のもとで技術的に排除できないウイルス等の混入や免疫反応等による副作用は本法案にいう欠陥に該当しないものというふうに考えることを申し上げております。(拍手)

〔国務大臣寺澤芳男君登壇、拍手〕

○国務大臣(寺澤芳男君) 製造物責任法案を提出するに至った背景についてお答えいたします。製品に起因する事故から消費者を保護するためには、事故の未然防止、再発防止と迅速確実な被害の救済から成る総合的な施策を講じる必要があると考えております。

製造物責任制度については、近年になって、第一に、生活者・消費者重視の考え方が強調されるようになってきたこと、第二に、公的規制の緩和に伴い製造業者、消費者双方の自己責任原則の強化を求め声が強まってきたこと、第三に、製品輸入が大幅にふえてきたこと、第四に、EC指令により欧州諸国において製造物責任立法が進んできたこと等を背景に、その導入の必要性が指摘されるようになってまいりました。

製造物責任制度の導入に当たっては、社会経済への影響など幅広い観点からの検討が必要であることから、政府としては国民生活審議会や関係審議会等において慎重な検討を重ねてまいりました

が、今般、その法制化を進めるべきであるとの合意が得られましたので、本法案を提出することとしたところであります。(拍手)

○國務大臣(畑英次郎君) 官崎先生の御質問にお答え申し上げます。

まず、中小企業分野関連の問題でございますが、製造物責任制度の導入に当たりましては、中小企業の置かれた状況について十分な配慮を行いますとともに、その理解を得ることが御指摘のとおり極めて重要であります。

このため、まず本法案では、一定の場合に部品・原材料製造業者の免責を認める規定を置くとともに、一年間の猶予期間を設けておるわけでございます。

また、この期間を有効に活用して制度の内容について十分周知徹底を図るとともに、中小企業における対応準備を支援すべく関連施策の充実を努めてまいります。

このほか、下請企業に不当なしわ寄せが来ないよう、下請代金支払遅延等防止法の活用を初め、先生御指摘の諸問題に十分対応することを心がけてまいります。

第二点目、本法案は、製品事故に係る損害賠償責任の要件を過失から欠陥に転換するものであります。これまでの我が国の裁判例あるいは既に製造物責任制度を導入している欧米諸国の制度の内容、司法制度、それらの運用状況等から見まして、我が国で訴訟の風潮が強まる可能性は低いと思われま。

さらに、本法案では、他の多くの国と同様、いわゆる開発危険の抗弁を認めており、この点からも企業の研究開発意欲が阻害されることがないよう配慮をされておるところでございます。(拍手)

○國務大臣(中井治君) 拍手

本法案は、製造物の欠陥により人の生命、身体または財産に被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任の要件を過失から欠陥に転換することによって、従前の裁判例における実務上の工夫を取り入れ、法的安定性を高めようとするものであります。この立法によって、我が国において訴訟を起す風潮が強まり乱訴社会に傾斜する可能性は低いと考えております。

アメリカにおきまして、一時期訴訟件数が急増し、製造物責任危機と呼ばれる弊害が生じたといっておりますが、その原因は、先生の御指摘のような我が国とは異なるアメリカ固有の司法制度によるものであると言われております。アメリカの例をもつて我が国においても訴訟を起す風潮が強まるとは考えにくいところであります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 谷畑孝君。

○谷畑孝君 拍手

製造物責任制度は、技術革新や大量生産、大量消費の進展する現代社会において、製品の欠陥に起因する消費者被害の円滑適切な救済を確保するための方策として、我が国民法の百年余りにわたる過失責任の原則を見直し、欠陥という客観的な性状を要件とする新たな民事責任ルールを導入するものであります。

我が国では、過去、薬害事件などの被害者救済のために長い時間と多大な労力を費やしてきたという経験もあり、消費者団体や弁護士会、民法学者等がこの制度の必要性を長年にわたって訴えてきたところでございます。国民生活審議会でも実に二十年に及ぶ検討が続けられてきましたが、これまでになかなか結論を得るには至りませんでした。

そこで、まず本法案の目的と意義、政府としてようやく本法案を提案するに至った背景等についてお尋ねをいたします。

また、本法案によって実現されようとしている消費者保護、被害者救済の水準は、既に製造物責任制度が導入されている欧米諸国等と比較して遜色のないものと言えらるかどうか、総理の御見解をお尋ねいたします。

本法案は、冒頭申し上げましたように、我が国で百年以上続いていた民事責任の基本原則に特例を設けるものであります。この制度本来の趣旨に従って被害者の適切な救済が実現されるよう、製造業者や消費者への周知を図るとともに、原因究明体制の整備など関連施策の充実強化を政府として積極的に進めていく必要があると考えます。

この点について総理の決意をお聞かせください。あわせて、この製造物責任制度の導入を契機として、今後の政府の消費者政策全般をどのような方向へと発展させていくべきか、どのような社会経済のあり方を目指すとしておられるのか、総理のビジョンをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、法務大臣にお尋ねをいたします。

この法案を取りまとめる過程では、私ども社会党も連立与党P.L.法プロジェクトチームの一員として議論に参画してきたわけでございますが、この中で特に問題となったのが欠陥概念をどのように定めるかという点でありました。すなわち、事故発生防止など製造事業者側にとつての予測可能性を高めるという観点からは、欠陥概念の定義と判断要素はできるだけ具体的に明確にしておくべきであるが、他方、欠陥概念の定義と判断要素が法律上の要件とされると被害者の立証負担が重くなるという問題が生じることになります。この点につきまして、本法案では注文中のような解決が図られたのでしょうか。

開発危険の抗弁の判断基準と免責された被害者の救済策についてお伺いをしたいと思います。

本法案に採用された開発危険の抗弁では、製造物を引き渡したときにおける科学または技術に関する知見によつては欠陥を認識し得なかつた場合には、製造業者等は免責されるということになっております。もしこの免責がむやみに認められるとなると、従来の過失責任と大差ない結果になってしまふということが懸念されますが、この点について法案はどのような判断基準を設けているのでしょうか。

また、これにより免責された被害者についてはどのような救済の道が用意されるのでしょうか。新製品開発のために被害者はモルモットになつていとは到底考えられません。ぜひとも他の救済制度の活用等によつて適切な救済を図っていただくということをお約束いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

もう一点は、原因究明体制のあり方についてであります。

国、都道府県やその関係機関のほか、民間のさまざまな専門的機関がこれについての協力を行うこととされておりますが、その際、公平性、中立性の確保に十分留意するとともに、得られた調査結果については事故再発防止等のために社会全体で活用できるよう情報の積極的公開に努めてもらいたいと思つておりますが、いかがでしょうか。

さらに、血液製剤の問題について厚生大臣にお尋ねをしておきたいと思つております。

先日来、一部に輸血用血液製剤を製造物責任法の対象から除外すべきだという主張があるようですが、私どもはこのような考えを到底容認できるものではありません。政府からも見解が示されておりますが、ある種の副作用については欠陥に該当しない場合があり得るということが立法趣旨として明確にされていれば十分だと考えます。また、E.U.諸国でも輸血用血液製剤を欠陥責任の対象から除外してはならず、それによって安定供給に支障が生じているとの話も耳にしておりま。

法制上の問題としても、別の特別法等によつて同等もしくはより加重された責任が課されている

というのでない限り除外すべきものではないと考
えられますが、この輸血用血液製剤については医
薬品副作用被害救済制度の対象にもなっていない
のが現状です。

ぜひ厚生大臣として、輸血用血液製剤を本法の
対象から除外する考えは毛頭ないということを重ね
て明確にさせていただきたいと思っております。

最後に、通産大臣に二点お尋ねをいたします。
第一に、貿易、とりわけ発展途上国等からの製
品輸入への影響についてはどのようにお考えで
しょうか。

第二に、中小企業への対応でございます。私
は、我が国の中小企業の技術力や製品安全への努
力は世界的にも最高の水準にあると考えておりま
すが、しかし本制度の導入については、米国にお
けるいわゆるPL危機の経験もあって、当初中小
企業を中心に産業界には慎重論が強かったように
思っています。こうした不安を解消するために、本
案について中小企業者への十分な周知を図ると
も、製品安全対策や法的対応能力の向上、下請
取引関係における不当な責任転嫁の防止等につ
いて関連施策の充実を努めていくべきだと考えま
す。通産大臣の見解をお尋ねいたします。

以上、私は本法案に賛成する立場から何点か質
問をさせていただきましたが、本法案について先日衆
議院で行われた参考人意見聴取でも、経済界、中
小企業、消費者団体、弁護士、学者、それぞれの
参考人から原案どおりの速やかな成立を求める趣
旨の意見表明があったと聞いております。本院に
おきましても、十分な審議を行った上で、ぜひと
も残された会期中に原案どおり可決、成立されん
ことを訴え、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕
○国務大臣(羽田孜君) お答え申し上げます。
この法案の目的と意義、あるいは提出の背景、
また欧米諸国との比較ということでございますけ

れども、御指摘のございましたように、大量生
産、大量消費の現代社会におきましては、製品の
安全性の確保は製造業者に依存する度合いが高
まってきておる中で、製品の欠陥による被害の救
済という観点から被害者の立証負担を軽減するた
め製造物責任制度を導入するものでございます。
また、これは欧米諸国と比較いたしましたして遜色
のないものと考えております。

また、この周知徹底、原因究明そして関連施策
の充実、また今後の消費者政策を全般的にどうす
るのか、あるいは社会経済のあり方をどう目指す
のかということであり、製品に起因
する事故から消費者を保護するためには、事業
者、消費者双方の自己責任をも踏まえつつ、事故
の防止と被害の救済から成る総合的な施策を講じ
る必要があるというふうに認識をいたしております。

このために、法律の内容につきまして周知徹底
に遺漏のないように努めてまいりますとともに、
原因を究明する体制の整備、裁判外での紛争処理
体制の整備などの関連する施策の充実強化を積極
的に進めてまいりたいと考えております。

また、本法律案は、製品の安全性に関する消費
者利益の増進を図るために講じられる総合的な消
費者被害防止と救済策を確立する上で非常に重要
な措置であります。今後とも政府といたしまし
ては、消費者を取り巻く環境の変化に対応しまし
て、一層積極的な消費者政策を推進するなど生活
者・消費者重視を基本とした政策運営により、国
民一人一人が豊かさやゆとり、そして安心を実感
できる経済社会を目指してまいりたいというふう
に考えております。

以上であります。(拍手)
〔国務大臣寺澤芳男君登壇、拍手〕
○国務大臣(寺澤芳男君) まず、開発危険の抗弁
に関する御質問にお答えいたします。
御指摘の開発危険の抗弁の判断基準につきまし
ては、本法律案では「科学又は技術に関する知見」

とされており、この場合の「知見」とは、欠陥
の有無を判断するに当たって影響を受け得る程度
に確立された知識のすべてでありまして、また特
定の者の有するものではなく、客観的に社会に存
在する知識の総体を指すものであると解されてお
ります。したがって、おのずから免責されるため
には、当該欠陥の有無の判断に必要となる入手可
能な最高の水準の知識に照らし、欠陥であること
を認識することができなかったことを証明するこ
とが必要となります。

また、開発危険の抗弁が認められた場合の被害
の救済についての御質問にしましては、特定分
野の被害救済を確実かつ迅速に行う行政上の救済
制度として医薬品副作用被害救済制度があり、民
事責任の対象となり得ない健康被害に対して救済
の道が開かれております。

また、負傷、疾病の療養や障害、死亡に対する
補償制度として、健康保険制度、年金補償制度
や、これに類する労働者災害補償保険制度があり
ます。開発危険の抗弁により製造業者等が免責さ
れた場合については、これらの制度の活用による
適切な救済も期待されます。

次に、原因究明体制のあり方に関する質問にお
答えいたします。
原因究明機関の整備につきましては、製品事故
に係る紛争の円滑かつ適切な解決、その際の被害
者の証明負担の軽減、さらには同種の事故の再発
防止等の観点からその必要性が指摘されていると
ころであり、政府としては、本法律案の提出とあ
わせて、公平性、中立性に十分留意しつつ、その
整備を積極的に推進していく所存であります。

具体的には、国の機関等における原因究明、検
査分析能力の拡充強化、民間検査機関等の原因究
明に係る受け入れ体制の整備、消費生活センター
等からの問い合わせに対する国の機関等の紹介、
あつせん体制の整備等を積極的に推進することと
してまいります。

また、得られた結果の情報提供については、行

政情報公開基準など適正な基準にのっとり、公
開の要請、情報の収集の確保などに配慮しつつ、
適時にその提供、公開に努めることが必要と考
えております。(拍手)
〔国務大臣中井治君登壇、拍手〕

○国務大臣(中井治君) お答え申し上げます。
欠陥の定義とその判断要素をどのように定める
かにつきましては、谷畑議員御指摘のように、欠
陥の行為規範としての役割と被害者の立証負担へ
の配慮の要請を調和させることが重要でありま
す。

本法律案におきましては、欠陥について「製造
物が通常有すべき安全性を欠いていること」と定
義するとともに、欠陥の有無を判断する際の考慮
事情として、その共通性、重要性等にかんがみ、
製造物の特性、通常予見される使用形態、製造業
者等が製造物を引き渡した時期の三つの事情を例
示的に規定しており、個々の事例において必要な
範囲でこれら三つの考慮事情を含めてその製品に
関連する諸事情を考慮し、適切に欠陥の有無が判
断されることになっております。(拍手)

〔国務大臣大内啓伍君登壇、拍手〕
○国務大臣(大内啓伍君) 血液製剤に関する御質
問でございますが、輸血用の血液製剤は、血液の
中に御案内のような保存液あるいは抗凝固液等を
加えたものでございますので、加工された動産で
あることから製造物に該当いたしまして、本法案
の対象になると考えております。

輸血用の血液製剤は、一つには他に代替する治
療法がないということ、二つには輸血によるウイ
ルス等の感染や免疫反応等による副作用が生ずる
おそれがある旨の警告表示がなされているという
こと、さらには最高水準の安全対策を講じた上で
供給されているわけでございます。しかし、技術
的にウイルス感染やあるいは免疫反応等による副
作用の危険性を完全に排除することができないと
いったような特殊な製品でございますので、その

平成六年六月十七日 参議院會議録第二十二号

製造物責任法案(閣法第五三三号)及び製造物責任法案(参第二号)(題旨説明) 石油公団法の一部を改正する法律案外一件 警察

欠陥に該当するかどうかを判断する必要があるわけでございます。

したがって、現在の科学技術の水準のもとで技術的に排除できないウイルス等の混入や免疫反応等による副作用は、本法案にいう欠陥には該当しない、このように考えております。(拍手)

〔国務大臣畑英次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(畑英次郎君) 谷畑先生の御質問の第一点でございますが、まず貿易への影響についてであります。

本法案は、基本的にはE.C指令と同様の考え方に立っており、国際的にも調和のとれた内容となっております。なおまた、我が国の輸入企業に対して実施をいたしました調査結果を見ましても、輸入先の変更や輸入の減少、中止を行うとする企業は余りございません。これらのことから考えますと、輸入に大きな影響は生じない、かような受けとめさせていただいております。

次に、中小企業対策につきまして、御指摘のように、我が国中小企業の技術力や製品安全への努力は世界的にも高い水準にあるところでございますが、本制度導入に伴う影響に対する不安を解消するためにも、中小企業の置かれた状況について十分な配慮を行うとともに、その理解を得ることが極めて重要でございます。

このため、本法案について一年間の猶予期間を設け、この期間を有効に活用して制度内容に対する十分な周知徹底を図るとともに、中小企業における対応準備を支援すべく、関連施策の充実を努めてまいります。

また、下請企業対策につきましても、下請代金支払遅延等防止法の活用を初め、下請企業に不当なしわ寄せが来ないよう所要の措置を講ずることとしたしておるわけでございます。

御指摘の点を十分踏まえて対応を進めてまいります覚悟でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

ました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 石油公団法の一部を改正する法律案

日程第二 ガス事業法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長中曾根弘文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中曾根弘文君登壇、拍手〕

○中曾根弘文君 たいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

まず、石油公団法の一部を改正する法律案は、最近、海外における可燃性天然ガス資源の開発がますます困難になっている現状に対応し、開発資金の融通を円滑にするため、石油公団の業務の拡充等を図ろうとするものであります。

次に、ガス事業法の一部を改正する法律案は、近年におけるガスの産業用及び業務用需要の増大等に対応し、ガスの使用者の利益の増進とガス事業の活力ある発展を図るため、大口需要者向けのガス供給に係る規制を緩和する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、天然ガス開発部門への資金援助の必要性、ガス事業の規制緩和によるガスエネルギーの効率的利用、大口供給の規制緩和に伴う小口需要への供給条件の悪化の防止、ガス事業の保安対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ガス事業法の一部を改正する法律案に対し、五項目の附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第三 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長岩本久人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本久人君登壇、拍手〕

○岩本久人君 たいま議題となりました法律案につきまして、地方行政委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

本法案は、内外の社会情勢の変化に対応した警察運営の展開を図るため、警察庁に生活安全局及び情報通信局を設置し、並びに警察庁長官官房に国際部を設置する等、その内部部局の組織を改めるとともに、最近における犯罪の広域化等に効果的に対応するため、都道府県警察相互間の関係等に関する規定の整備等を行うとするものであります。

委員会におきましては、国際化、都市化、情報化のもとにおける警察行政のあり方、京都府警の強制捜査に対する疑義等について質疑が行われま

したが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終局し、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。午後一時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

- | | |
|--------|--------|
| 松谷善一郎君 | 矢野 哲朗君 |
| 山崎 正昭君 | 吉村剛太郎君 |
| 太田 豊秋君 | 南野知恵子君 |
| 服部三男雄君 | 野間 赴君 |
| 橋本 泰三君 | 清水 達雄君 |
| 佐藤 泰三君 | 鹿熊 安正君 |
| 片山虎之助君 | 鎌田 要人君 |
| 須藤良太郎君 | 尾辻 秀久君 |
| 石渡 清元君 | 井上 章平君 |
| 野沢 大三君 | 宮崎 秀樹君 |
| 竹山 裕君 | 柳川 覺治君 |
| 吉川 博君 | 大塚清次郎君 |
| 香掛 哲男君 | 田辺 哲夫君 |
| 西田 吉宏君 | 大浜 方栄君 |
| 増岡 康治君 | 村上 正邦君 |
| 森山 眞弓君 | 宮澤 弘君 |
| 吉川 芳男君 | 大木 浩君 |

平成六年六月十七日 参議院會議録第二十二号 議長の報告事項

田沢 智治君	井上 吉夫君
遠藤 要君	林田悠紀夫君
沢田 一精君	伊江 朝雄君
北 修二君	岩崎 純三君
大河原太一郎君	山本 富雄君
笠原 潤一君	溝手 顯正君
新岡 正次君	狩野 安君
佐藤 静雄君	河本 三郎君
加藤 紀文君	岡 利定君
前島英三郎君	野村 五男君
大島 慶久君	坪井 一字君
関根 則之君	上野 公成君
喜岡 淳君	中曾根弘文君
鈴木 貞敏君	下稻葉耕吉君
小野 清子君	志村 哲良君
木宮 和彦君	吉田 達男君
斎藤 文夫君	松浦 孝治君
守住 有信君	石井 道子君
青木 幹雄君	上杉 光弘君
浦田 勝君	菅野 善君
佐々木 満君	倉田 寛之君
久世 公堯君	永田 良雄君
松浦 功君	高木 正明君
岡部 三郎君	上野 雄文君
斎藤 十朗君	平井 卓志君
鈴木 省吾君	坂野 重信君
井上 裕君	井上 孝君
板垣 正君	鈴木 栄治君
岩崎 昭弥君	中尾 則幸君
栗原 君子君	峰崎 直樹君
安恒 良一君	椎名 素夫君
川橋 幸子君	大脇 雅子君
薬科 満治君	谷畑 孝君
山田 健一君	種田 誠君
岩本 久人君	肥田美代子君
堀 利和君	櫻井 規順君
西岡瑠璃子君	三上 隆雄君
堂本 曉子君	森 暢子君

深田 肇君	谷本 義君
会田 長栄君	藤崎 年子君
竹村 泰子君	千葉 景子君
一井 淳治君	渡辺 四郎君
山口 哲夫君	山本 正和君
小川 仁一君	前畑 幸子君
角田 義一君	村田 誠静君
湖上 貞雄君	糸久八重子君
本岡 昭次君	久保田真留君
梶原 敬義君	浜本 万三君
大森 昭君	鈴木 和美君
及川 一夫君	志吉 裕君
矢田部 理君	今井 澄君
小島 慶三君	山崎 順子君
河本 英典君	直嶋 正行君
上山 和人君	三重野榮子君
武田邦太郎君	釘宮 碧君
江本 孟紀君	北村 哲男君
日下部禮代子君	北澤 俊美君
泉 信也君	長谷川 清君
清水 澄子君	野別 隆俊君
庄司 中君	乾 晴美君
井上 哲夫君	小林 正君
平野 貞夫君	菅野 久光君
栗森 喬君	笹野 貞子君
木暮 山人君	足立 良平君
松前 達郎君	稲山 篤君
古川太三郎君	池田 治君
林 寛子君	田村 秀昭君
勝木 健司君	久保 亘君
青木 薪次君	安永 英雄君
瀨谷 英行君	野末 陳平君
中村 鋭一君	石井 一二君
永野 茂門君	松尾 官平君
荒木 清寛君	風間 相君
西川 深君	西野 康雄君
西山登紀子君	横尾 和伸君
山下 栄一君	島袋 宗康君

既 正敏君	高崎 裕子君
浜四津敏子君	武田 節子君
猪熊 重二君	青島 幸男君
國弘 正雄君	林 紀子君
寺崎 昭久君	中川 嘉美君
木庭健太郎君	白浜 一良君
刈田 貞子君	下村 泰君
三石 久江君	吉川 春子君
牛嶋 正君	片上 公人君
統 訓弘君	橋本 敦君
山田 勇君	矢原 秀男君
広中和歌子君	及川 順郎君
中西 珠子君	有働 正治君
吉岡 吉典君	井上 計君
吉田 之久君	和田 教美君
大久保直彦君	黒柳 明君
高桑 栄松君	聴濤 弘君
立木 洋君	上田耕一郎君
本院議員	橋本 敦君
内閣総理大臣	羽田 孜君
法務大臣	中井 治君
厚生大臣	大内 啓伍君
通商産業大臣	畑 英次郎君
国務大臣	石井 一君
(国家公安委員)	
(国家委員長)	
国務大臣	寺澤 芳男君
(経済企画庁長官)	
政府委員	
経済企画庁国民	坂本 導聰君
生活局長	塩谷 隆英君
経済企画庁国民	濱崎 恭生君
生活局長	
法務省民事局長	

議長の報告事項
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員	山口 哲夫君	補欠	北村 哲男君
大蔵委員	古川太三郎君	補欠	池田 治君
文教委員	市川 正一君	補欠	橋本 敦君
厚生委員	及川 一夫君	補欠	菅野 久光君
商工委員	池田 治君	補欠	古川太三郎君
逓信委員	橋本 敦君	補欠	市川 正一君
予算委員	北村 哲男君	補欠	山口 哲夫君
岩崎 純三君	菅野 久光君	補欠	及川 一夫君
倉田 寛之君	野沢 太三君	補欠	野沢 太三君
菅野 久光君	大木 浩君	補欠	大木 浩君
谷畑 孝君	肥田美代子君	補欠	肥田美代子君
山本 正和君	庄司 中君	補欠	庄司 中君
山田 健一君	山田 健一君	補欠	山田 健一君
決算委員		補欠	
庄司 中君		補欠	
議院運営委員		補欠	
大木 浩君		補欠	
倉田 寛之君		補欠	

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任 乾 晴美君 補欠 栗森 喬君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

運輸委員会

理事 堀 利和君 (堀利和君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案 (閣法第四六号) 法務委員会に付託

道路運送車両法の一部を改正する法律案 (閣法第五〇号) 法務委員会に付託

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案 (閣法第六九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案 (閣法第七四号)

同日次の内閣提出案を衆議院に付託した。

事業法の一部を改正する法律案

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正

する法律案

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成六年度一般会計予算

平成六年度特別会計予算

平成六年度政府関係機関予算

一、公聴会の日 平成六年六月二十日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二條により承認を求めます。

平成六年六月十日

予算委員長 井上 吉夫

参議院議長 原 文兵衛殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

防衛庁における訓令の拘束力に関する質問主意書(改正敏君提出)

戦略防衛構想研究に関する日米協定に関する質問主意書(改正敏君提出)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

指定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名

外務省経 朝海 和夫 (解職) 平六・六・〇

務局長事 務代理

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百二十九回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省経済局長 原口 幸市君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長原口幸市君(同日議長承認)を、第二百二十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員 武田 節子君 補欠 横尾 和伸君

辞任 横尾 和伸君 補欠 武田 節子君

労働委員 須藤 太郎君 補欠 狩野 安君

辞任 庄司 中君 補欠 堀 利和君

予算委員 山田 健一君 補欠 谷畑 孝君

辞任 上田耕一郎君 補欠 西山登紀子君

辞任 谷畑 孝君 補欠 山田 健一君

辞任 堀 利和君 補欠 庄司 中君

辞任 堀 利和君 補欠 庄司 中君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員 風間 昶君 補欠 横尾 和伸君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

防衛庁における訓令の拘束力に関する質問主意書(改正敏君提出)

戦略防衛構想研究に関する日米協定に関する質問主意書(改正敏君提出)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員 成瀬 守重君 補欠 溝手 願正君

辞任 野沢 大三君 補欠 板垣 正君

堀 利和君 補欠 山田 健一君

三重野栄子君 補欠 森 暢子君

西山登紀子君 補欠 林 紀子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

消防法の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消防法の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、国会等の移転に関する法律第十三条第三項の規定に基づく「明日の日本と新しい首都―首都機能移転その意義と効果―」(中間報告)を受領した。

又同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づき平成五年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日議長は、コロンビア共和国南西部において六月六日発生した地震に対し、ホルヘ・ラモン・エリ阿斯・ナベル同国上院議長宛見舞電報を発送した。

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

大洲 絹子君 補欠 中尾 則幸君

農林水産委員

中尾 則幸君 補欠 大洲 絹子君

予算委員

狩野 安君 補欠 成瀬 守重君

森 楊子君 補欠 三重野榮子君

山田 健一君 補欠 前畑 幸子君

林 紀子君 補欠 西山登紀子君

成瀬 守重君 補欠 狩野 安君

会田 長栄君 補欠 野別 隆俊君

青島 幸男君 補欠 下村 泰君

野別 隆俊君 補欠 会田 長栄君

栗森 喬君 補欠 中村 鋭一君

北澤 俊美君 補欠 釘宮 磐君

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

上野 雄文君 補欠 大森 昭君

大森 昭君 補欠 上野 雄文君

地方行政委員

大森 昭君 補欠 上野 雄文君

文教委員

橋本 敦君 補欠 市川 正一君

商工委員

市川 正一君 補欠 橋本 敦君

予算委員

前畑 幸子君 補欠 山田 健一君

笹野 貞子君 補欠 中村 鋭一君

常松 克安君 補欠 白浜 一良君

吉岡 吉典君 補欠 有働 正治君

決算委員

野別 隆俊君 補欠 会田 長栄君

議院運営委員

会田 長栄君 補欠 野別 隆俊君

懲罰委員

中村 鋭一君 補欠 笹野 貞子君

環境特別委員

中村 鋭一君 補欠 栗森 喬君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

釘宮 磐君 補欠 北澤 俊美君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

製造物責任法案(閣法第五三三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方
行政委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七
〇号)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律案(閣法七一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

石油公団法の一部を改正する法律案(閣法第一
八号)審査報告書

ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四
〇号)審査報告書

警察法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)
審査報告書

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、同院は
事務総長に谷福丸君を選挙した旨の通知書を受領
した。

審査報告書

石油公団法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月十六日
商工委員長 中曾根弘文
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の海外における可燃性天然
ガス資源の開発をめぐる環境の変化にかんが
み、開発に必要な資金の融通を円滑にするた
め、石油公団の業務を拡充する等の措置を講じ
ようとするものであって、おおむね妥当な措置
と認める。

一、費用
本法律案に要する経費として、平成六年度石
炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対
策特別会計予算に、天然ガス開発促進事業出資
金十二億円、債務保証基金の増し九億円、石
油開発技術振興費交付金九千五百万円が計上さ
れている。

石油公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成六年六月七日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

石油公団法の一部を改正する法律案
石油公団法の一部を改正する法律
石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一
部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。
総裁及び副総裁の任期は三年とし、理事及び
監事の任期は二年とする。

第十九条第一項第一号中「探鉱」の下に「並びに
海外における可燃性天然ガスの採取及び液化」を
加え、同項第三号中「採取」の下に「並びに可燃性
天然ガスの液化」を加え、同項第五号中「指導」の
下に「並びに当該技術の海外における実証」を加え
る。

第二十三条に次の一項を加える。
三 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の
承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を
各事務所に備えて置かなければならない。

第三十七条中「十万円」を「三十万円」に改める。
第三十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。
第三十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(役員)の任期に関する経過措置
第二条 この法律の施行の際現に石油公団の理事
又は監事である者の任期については、なお従前
の例による。

(罰則)に関する経過措置
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

ガス事業法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成六年六月十六日

参議院議長 原 文兵衛殿
商工委員長 中曾根弘文

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における産業用及び業務用
需要の増大等のガス事業をめぐる諸情勢の変化
にかんがみ、ガスの使用者の利益の一層の増進
とガス事業の活力ある発展を図るため、大口供
給に係る規制を緩和する等の措置を講じようとし
るものである。なお、おむね妥当な措置と認め
る。

一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、ガス事業が国民生活及び産業活動を支
える重要なエネルギーであることにかんがみ、本
法施行により国民生活の一層の向上に資するよう
、次の諸点について適切な措置を講ずべきであ
る。

- 一、規制緩和により、ガスエネルギーの効率的利
用が促進され、消費者利益が増進するよう、液
化石油ガスに関する法規制を含め、さらに規制
緩和を推進すること。
- 二、規制緩和の推進においては、消費者に対する
ガスエネルギーの安定的な供給が損なわれるこ
とのないよう留意すること。
- 三、今般の制度改正により期待される一般ガス事
業者の経営の合理化等の成果が、小口一般需要
家を含め、ガス料金等に適切に反映されるよう
措置すること。

四、ガス事業における安全性を徹底するため、技
術進歩等を踏まえ、保安規制を適時見直すこと
もに、一般消費者の安全対策をより一層強化す
ること。

五、中小都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事
業者に対して公平な競争条件の整備を図るとと
もに、その競争基盤を強化するため、税制、金
融面での措置を含め、適切な合理化支援措置を
検討すること。
右決議する。

ガス事業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よって国会法第八十三条により送付する。
平成六年六月七日

参議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

ガス事業法の一部を改正する法律案

ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一
部を次のように改正する。

- 目次中「第二款 保安(第二十八条、第三十七
条)」を「第二款 保安(第二十八条、第三十七
条)」を「第三款 指定試験機関(第三十六条の二、
第三十七条)」に、「第四章 ガス事業以外のガス
の供給等の事業(第三十八条、第三十九条)」を「第
四章 一般ガス事業者及び簡易ガス事業者以外のガス
の供給等」に、「第一節 一般ガス事業者以外の大口ガス
事業者(第三十七條の八、第三十七條の十)」に改め
る。
- 第二十条中第八項を第十一項とし、第七項を第十
項とし、同条第六項中「及び簡易ガス事業者」を

「簡易ガス事業者及び大口ガス事業者」に改め、
同項を同条第九項とし、同条第五項中「及び簡易
ガス事業者」を「簡易ガス事業者及び大口ガス事
業」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次
に次の三項を加える。

5 この法律において「大口供給」とは、ガスの使
用者の一定数量以上の需要に応じて行う導管に
よるガスの供給であつて、通商産業省令で定め
る要件に該当するものをいう。

6 この法律において「大口ガス事業」とは、大口
供給(通商産業省令で定める者に対して行うも
のを除く)を行う事業(特定ガス発生設備にお
いてガスを発生させ、導管によりこれを供給す
るもの及び一般ガス事業者がその供給区域内に
おいて行うものを除く)をいう。

7 この法律において「大口ガス事業者」とは、第
三十七條の八第一項の規定による届出をし、又
は第三十七條の九第一項の許可を受けて大口供
給を行う者をいう。

第二十條中「供給規程」を「供給規程。第三十
七條の十一第一項において同じ。」に改め、「ただ
し、」の下に「大口供給を行う場合においてその供
給の相手方と合意したとき、又は」を加え、「通
商産業大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第二十二條第一項中「からガスの供給を受け、
又はこれに」を「又は大口ガス事業者に一般ガス事
業又は大口ガス事業の用に供するための」に改め、
同条第二項第二号中「一般ガス事業者の」を「者が
一般ガス事業者である場合にあつては、その」に
改める。

第二十四條を削る。
第二十三條の見出しを削り、同条第一項中「及
び前条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、
「より供給する場合」の下に「及び前条第一項の許
可を受けて大口供給を行う場合」を加え、同条を
第二十四條とし、第二十二條の次に次の見出し及
び一條を加える。

(供給区域外への供給)

第二十三條 一般ガス事業者は、その供給区域以
外の地域において大口供給を行おうとするとき
(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、
導管によりこれを供給する場合を除く)は、通
商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可の申請が次の各
号(第二條第六項の通商産業省令で定める者に
対する大口供給に係る場合にあつては、第一号
及び第二号)に適合していると認めるときでな
ければ、前項の許可をしてはならない。

一 一般ガス事業者の適確な遂行に支障を及ぼす
おそれがないこと。
二 その大口供給が他の一般ガス事業者の供給
区域において行われるものであるときは、そ
の大口供給を行うことにより、当該他の一般
ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利
益が阻害されるおそれがないこと。

三 その大口供給が他の一般ガス事業者の供給
区域以外の地域であつて、一般ガス事業者の開
始が見込まれる地域において行われるもので
あるときは、その大口供給を行うことによ
り、当該一般ガス事業者の開始が著しく困難と
なるおそれがないこと。

第二十五條を削り、第二十五條の二を第二十五
條とし、同条の次に次の一條を加える。
(大口供給に係る事業計画)

第二十五條の二 一般ガス事業者であつて大口供
給を行う者は、通商産業省令で定めるところに
より、毎年度、当該年度の大口供給に係る事業
計画を作成し、当該年度の開始前に、通商産業
大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス事業者は、大口供給に係る事業計画
を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を
通商産業大臣に届け出なければならない。
3 通商産業大臣は、大口供給に係る事業の適切
な運営を図るため特に必要であると認めるとき
は、一般ガス事業者に対し、その大口供給に

係る事業計画を変更すべきことを勧告することができる。

第二十五条の三の見出しを「改善命令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、一般ガス事業者の大口供給に係る事業の運営が適切でないため、大口供給に係るガスの使用者以外のガスの使用者の利益を阻害するおそれがあると認めるときは、一般ガス事業者に対し、その大口供給に係る事業の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十七条の見出しを「減価償却等」に改め、同条中「又は若しくは」を「行なう」を「行うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てる」に改める。

第二十七条の二第一項中、「一般ガス事業者」の下に「(一般ガス事業者が大口ガス事業を行う場合にあっては、その大口ガス事業を含む。以下この節において同じ。)」を加え、同条第三項中「各号」の下に「(専ら大口ガス事業の用に供するガス工作物に係る場合にあっては、第二号)」を加える。

第二十七条の三第三項中「前条第三項各号」の下に「(専ら大口ガス事業の用に供するガス工作物に係る場合にあっては、同項第二号。次項において同じ。)」を加える。

第二十七条の五第一項中「規定するガス工作物」の下に「(専ら大口ガス事業の用に供するものを除く。)」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第二十九条中「政令で定める方法」を「通商産業省令で定めるところ」に、「政令で定める数量をこえて」を「通商産業省令で定める数量を超えて」に改める。

第三十二条第三項第一号中「ガス主任技術者国家試験(以下「国家試験」という。)」を「ガス主任技術者試験」に改める。

第三十四条の見出しを「ガス主任技術者試験」に改め、同条第一項及び第二項中「国家試験」を「ガス主任技術者試験」に、「行なう」を「行う」に改

め、同条第三項中「国家試験」を「ガス主任技術者試験」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。))に、ガス主任技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。))を行わせることができる。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十五条とし、第三十七条を第三十六条とする。

第三章第四節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 指定試験機関

第三十六条の二 第三十四条第三項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 通商産業大臣は、第三十四条第三項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。(次格条項)

第三十六条の三 次の各号の一に該当する者は、第三十四条第三項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十六条の十三第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者
ロ 第三十六条の九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

るときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて試験事務が不公平になるおそれがないものであること。

(試験事務規程)
第三十六条の五 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。))を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)
第三十六条の六 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)
第三十六条の七 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十四条第三項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けな

ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員)の選任及び解任
第三十六条の八 指定試験機関の役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)の解任命令
第三十六条の九 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験員)
第三十六条の十 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、ガス主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務等)
第三十六条の十一 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。))又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十六条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十六条の四各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十六条の十三 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十六条の四第三号に適合しなくなつたときは、第三十四条第三項の指定を取り消さなければならぬ。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第三十四条第三項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第三十六条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十六条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第三十六条の五第三項、第三十六条の九(第三十六条の十第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三十四条第三項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十六条の十四 指定試験機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、試験事務に關し通商産業省令で定める事項を記載し、

これを保存しなければならない。

(通商産業大臣による試験)

第三十六条の十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十六条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十六条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の理由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第三十六条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合は第三十六条の十三の規定により通商産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

第三十七条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十四条第三項の指定をしたとき。

二 第三十六条の六の許可をしたとき。

三 第三十六条の十三の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により通商産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていたその試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三十七条の七第一項中「第二十五条の三」を「第二十五条の三第一項に」、「及び第三十七条」を「及び第三十六条」に改め、同条第三項中「第三十六条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。「第四章 ガス事業以外のガスの供給等の事業」

を「第四章 一般ガス事業及び簡易ガス事業以外のガスの供給等の事業」に改める。

第三十八条中「第三十六条第二項並びに第三十七条」を「第三十五条第二項並びに第三十六条」に改め、「昭和二十六年法律第二百四号」の下に「電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)」を加え、第四章中同条の前に次の一節、節名及び二条を加える。

第一節 一般ガス事業者以外の者による大口ガス事業

(大口供給)

第三十七条の八 一般ガス事業者以外の者は、次条第一項に規定する場合を除き、大口供給を行おうとするとき(第二条第六項の通商産業省令で定める者)に対して行う場合及び特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除く。次条第一項において同じ。は、あらかじめ、供給の相手方その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の届出に係る大口供給が一般ガス事業の開始が見込まれる地域において行われるものである場合であつて、その大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業の開始が著しく困難となるおそれがあると認めるときは、その届出のあつた日から三十日以内限り、その届出を行った者に対し、その届出に係る事項を変更し、又はその大口供給を中止すべきことを勧告することができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特に必要と認めるときは、その届出があつた日から六十日以内限り、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

4 第一項の届出をした者は、その届出をした日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る大口供給を開始してはならない。

5 通商産業大臣は、第二項の規定による勧告又は

は第三項の規定による命令をする必要がないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第三十七条の九 一般ガス事業者以外の者は、一般ガス事業者の供給区域において大口供給を行おうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可に係る大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(準用)

第三十七条の十 第二十七条の二から第二十七条の四まで、第二十七条の六から第三十一条まで、第三十五条第二項及び第三十六条の規定は、大口ガス事業者に關し準用する。

第二節 ガス事業以外のガスの供給等の事業

(卸供給事業者の供給)

第三十七条の十一 一般ガス事業者以外の者であつて、一般ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業を営むもの(以下「卸供給事業者」という。)は、通商産業大臣の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によるのでなければ、ガスを供給してはならない。ただし、一般ガス事業者に対するガスの供給量が通商産業省令で定める数量以下である場合又は一般ガス事業者が大口供給(第十七条第一項の認可を受けた供給規程以外の供給条件により行うものに限る。)の用に供するガスの供給であつて通商産業省令で定める要件に該当するものを行う場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、料金その他の供給条件が一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

第三十七条の十二 一般ガス事業者以外の者が、前項の認可の申請があつた場合において、料金その他の供給条件が一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

(一) 一般ガス事業者以外の者の供給
第三十七条の十二「一般ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うものは、一般の需要に応じて供給する場合、第三十七条の九第一項の許可を受けて大口供給を行う場合及び前条第一項の認可に係るガスの料金その他の供給条件により供給する場合を除き、一般ガス事業者の供給区域において導管によりガスを供給しようとするときは、あらかじめ、供給の相手方を通商産業大臣に届け出なければならぬ。」

第四十条の二第一項中「ガス事業者は」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、
第四十一条第一項第一号中「第二十七条の四第一項」の下に「第三十七条の七第二項又は第三十七条の十において準用する場合を含む。」を加え、
同項第二号中「第二十七条の六」の下に「第三十七条の十において準用する場合を含む。」を加え、
同項第三号中「国家試験」を「ガス主任技術者試験」に改め、同項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「手数料は」の下に「指定試験機関がその試験事務を行うガス主任技術者試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の」を加える。

第四十二条第一項中「ガス事業者又は」を「一般ガス事業者、簡易ガス事業者又は」に、「ガス事業者等」を「一般ガス事業者等」に、「その事業」を「その一般ガス事業、簡易ガス事業又は一般ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業」に、「みぞ」を「溝」に改め、同条第二項及び第三項中「ガス事業者等」を「一般ガス事業者等」に改め、同条第五項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「ガス事業者等」を「一般ガス事業者等」に、「附した」を「付した」に改める。

第四十三条第一項中「ガス事業者は、」を「一般ガス事業者及び簡易ガス事業者は、その一般ガス事業又は簡易ガス事業者は、その一般ガス事業又は簡易ガス事業者は、」に改め、同条第二号中「二十万円」を「二百万円」に改め、

業又は簡易ガス事業の用に供する」に改める。
第四十四条第一項中「ガス事業者は、」を「一般ガス事業者及び簡易ガス事業者は、その一般ガス事業又は簡易ガス事業者の用に供する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者及び簡易ガス事業者」に、「ととのわぬ」を「調わぬ」に改める。
第四十五条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者及び簡易ガス事業者」に改め、同条第四項中「訴を」を「訴え」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者若しくは簡易ガス事業者」に改める。
第四十五条の二第二項中「第三十七条の七第二項」の下に「又は第三十七条の十」を、「第二十七条の六」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を加える。
第四十六条第二項中「において、」の下に「指定試験機関又は」を加える。
第四十七条第二項中「職員に、」の下に「指定試験機関又は」を加える。
第四十九条第二項中「第三十九条の十三」を「第三十六条の十三、第三十九条の十三」に改める。
第四十九条の二の見出しを「(指定試験機関等の処分等)についての審査請求」に改め、同条中「第三十九条の五の規定による指定検定機関の処分」に「を、指定試験機関が行う試験事務又は指定検定機関が行う検定の業務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。）」又はその不作為について」に改める。
第五十一条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者又は簡易ガス事業者」に改める。
第五十三条第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「五十万円」に改める。
第五十四条中「五万円」を「五十万円」に改める。
第五十五条中「ガス事業」を「一般ガス事業又は簡易ガス事業」に、「三十万円」を「百万円」に改める。
第五十六条中「二十万円」を「百万円」に改め、

同条第一号中「ガス事業」を「一般ガス事業又は簡易ガス事業」に改める。
第五十六条の二中「五万円」を「百万円」に改める。
第五十六条の三中「第三十九条の十六第一項」を「第三十六条の十三第二項又は第三十九条の十六第一項」に改め、「よる」の下に「試験事務又は検定等」を加え、「違反行為をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「三万円」を「百万円」に改め、同条第五十六条の四とし、第五十六条の二の次に次の一条を加える。
第五十六条の三「第三十六条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」
第五十七条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「含む」の下に「又は第三十七条の十一第一項」を加え、同条第四号中「ガスの供給を受け、又は」を削り、同条第五号及び第六号を次のように改める。
五「第二十三条第一項又は第三十七条の九第一項の許可を受けないで大口供給を行った者」
六「第二十四条第一項の許可を受けないでガスを供給した者」
第五十七条第七号中「第二十五条の三」を「第二十五条の三第一項に改め、」含む」の下に「若しくは第二項又は第三十七条の八第三項」を加え、同条第八号中「第二十七条の二第一項」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号中「第三十七条の七第一項」の下に「又は第三十七条の十」を加え、同条第十号中「第三十七条の七第一項」の下に「若しくは第三十七条の十」を加える。
第五十八条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第二十七条の三第四項」の下に「第三十七条の十において、又は」を加え、同条第三号中「第三十七条の七第二項」の下に「又は第三十七条の十」を加え、同条第四号中「第三十七条の七第一項」の下に「若しくは第三十七条の十」を加え、

同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五「第三十九条の三の規定に違反して第一種ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者」
第五十八条の二を削る。
第五十九条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十一第二項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）」の下に「第二十五条第一項若しくは第二項」を、「第五項」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を、「第三十七条の七第三項」の下に「又は第三十七条の十」を、「第三十一条第二項(第三十七条の七第一項)の下に「若しくは第三十七」を加え、同条第二号中「第二十五条の二第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第二項」の下に「第三十七条の十において、又は」を加え、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第二十七条の六」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を加え、
「若しくは第二項」を削り、同条を同条第四号とし、同条第十一号中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第三十七条の七第三項」の下に「又は第三十七条の十」を加え、「第三十七」を「第三十六」に改め、「第三十七」を「第三十七」の下に「若しくは第三十七」を加え、同条を同条第五号とし、同条の次に次の二号を加える。
六「第三十七条の八第一項又は第四項の規定に違反して大口供給を行った者」
七「第三十七条の十二の規定による届出をしないでガスを供給した者」
第五十九条の二中「違反行為をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「一万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第三十九条の十六第一項」を「第三十六条の六又は第三十九条の十六第一項」に改め、「受けないで」の下に「試験事務又は」を加

同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五「第三十九条の三の規定に違反して第一種ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者」
第五十八条の二を削る。
第五十九条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十一第二項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）」の下に「第二十五条第一項若しくは第二項」を、「第五項」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を、「第三十七条の七第三項」の下に「又は第三十七条の十」を、「第三十一条第二項(第三十七条の七第一項)の下に「若しくは第三十七」を加え、同条第二号中「第二十五条の二第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第二項」の下に「第三十七条の十において、又は」を加え、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第二十七条の六」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を加え、
「若しくは第二項」を削り、同条を同条第四号とし、同条第十一号中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第三十七条の七第三項」の下に「又は第三十七条の十」を加え、「第三十七」を「第三十六」に改め、「第三十七」を「第三十七」の下に「若しくは第三十七」を加え、同条を同条第五号とし、同条の次に次の二号を加える。
六「第三十七条の八第一項又は第四項の規定に違反して大口供給を行った者」
七「第三十七条の十二の規定による届出をしないでガスを供給した者」
第五十九条の二中「違反行為をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「一万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第三十九条の十六第一項」を「第三十六条の六又は第三十九条の十六第一項」に改め、「受けないで」の下に「試験事務又は」を加

同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五「第三十九条の三の規定に違反して第一種ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者」
第五十八条の二を削る。
第五十九条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十一第二項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）」の下に「第二十五条第一項若しくは第二項」を、「第五項」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を、「第三十七条の七第三項」の下に「又は第三十七条の十」を、「第三十一条第二項(第三十七条の七第一項)の下に「若しくは第三十七」を加え、同条第二号中「第二十五条の二第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第二項」の下に「第三十七条の十において、又は」を加え、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第二十七条の六」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を加え、
「若しくは第二項」を削り、同条を同条第四号とし、同条第十一号中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第三十七条の七第三項」の下に「又は第三十七条の十」を加え、「第三十七」を「第三十六」に改め、「第三十七」を「第三十七」の下に「若しくは第三十七」を加え、同条を同条第五号とし、同条の次に次の二号を加える。
六「第三十七条の八第一項又は第四項の規定に違反して大口供給を行った者」
七「第三十七条の十二の規定による届出をしないでガスを供給した者」
第五十九条の二中「違反行為をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「一万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第三十九条の十六第一項」を「第三十六条の六又は第三十九条の十六第一項」に改め、「受けないで」の下に「試験事務又は」を加

同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五「第三十九条の三の規定に違反して第一種ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者」
第五十八条の二を削る。
第五十九条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十一第二項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）」の下に「第二十五条第一項若しくは第二項」を、「第五項」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を、「第三十七条の七第三項」の下に「又は第三十七条の十」を、「第三十一条第二項(第三十七条の七第一項)の下に「若しくは第三十七」を加え、同条第二号中「第二十五条の二第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第二項」の下に「第三十七条の十において、又は」を加え、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第二十七条の六」の下に「(第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を加え、
「若しくは第二項」を削り、同条を同条第四号とし、同条第十一号中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第三十七条の七第三項」の下に「又は第三十七条の十」を加え、「第三十七」を「第三十六」に改め、「第三十七」を「第三十七」の下に「若しくは第三十七」を加え、同条を同条第五号とし、同条の次に次の二号を加える。
六「第三十七条の八第一項又は第四項の規定に違反して大口供給を行った者」
七「第三十七条の十二の規定による届出をしないでガスを供給した者」
第五十九条の二中「違反行為をした」の下に「指定試験機関又は」を加え、「一万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第三十九条の十六第一項」を「第三十六条の六又は第三十九条の十六第一項」に改め、「受けないで」の下に「試験事務又は」を加

え、同条第二号中「第三十九條の十六第一項」を「第三十六條の十四又は第三十九條の十六第一項」に、「同項に規定する事項の」を「帳簿に」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第四十六條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十條中「前条まで」を「第五十六條の二まで又は第五十七條から第五十九條まで」に、「外」を「ほか」に改める。

第六十一條中「一萬元」を「二十萬元」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後のガス事業法(以下「新法」という。)第二十五條の二の規定は、この法律の施行の日属する年度の大口供給に係る事業計画については、適用しない。

第三条 この法律による改正前のガス事業法(以下「旧法」という。)第三十四條の規定に基づいて行われたガス主任技術者国家試験に合格している者は、新法第三十四條の規定に基づいて行われたガス主任技術者試験に合格しているものとみなす。

第四条 旧法第二十四條第一項の認可を受けたガスの料金その他の供給条件は、新法第三十七條の十一第一項の認可を受けたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の三第三項中「第二条第六項のガス事業者」を「第二条第二項の一般ガス事業者」に改める。

者又は同条第四項の簡易ガス事業者」に、「同条第五項のガス事業者」を「同条第一項の一般ガス事業者又は同条第三項の簡易ガス事業者」に改める。

第七百一条の三に掲げる施設を「同条第十七号の三に掲げる施設で政令で定めるもの」に改める。

(道路法の一部改正)

第七條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「ガス管」の下に「ガス事業法第二條第六項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。」を加え、「同法に」を「電気通信事業法に」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第八條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第三号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者又は簡易ガス事業者」に改める。

(法人税法の一部改正)

第九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第二号を次のように改める。

二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二條第一項(定義)に規定する一般ガス事業者又は同条第三項に規定する簡易ガス事業者

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第十條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十

九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第二條第五項」を「第二條第八項」に改め、「第二十三條」の下に「又は第二十四條」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二條第三項中「第二條第五項」を「第二條第八項」に改め、「第二十三條」の下に「又は第二十四條」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第十一條 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「第二條第七項に規定するガス工作物」を「第二條第十項に規定するガス工作物」に改める。

(騒音規制法の一部改正)

第十二條 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「第二條第七項に規定するガス工作物」を「第二條第十項に規定するガス工作物」に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第十三條 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「第二條第五項」を「第二條第八項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

(振動規制法の一部改正)

第十四條 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「第二條第七項に規定するガス工作物」を「第二條第十項に規定するガス工作物」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第十五條 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第四号中「第三十七條の七第三項」の下に「又は第三十七條の十」を加える。

(地価税法の一部改正)

第十六條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二條第六項(定義)に規定するガス事業者の同条第五項に規定するガス事業者」を「第二條第二項(定義)に規定する一般ガス事業者の同条第一項に規定する簡易ガス事業者若しくは同条第四項に規定する簡易ガス事業者の同条第三項に規定する簡易ガス事業者」に改める。

審査報告書

警察法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成六年六月十六日

地方行政委員長 岩本 久人

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、内外の社会情勢の変化に対応した警察運営の展開を図るため警察庁に生活安全局を設置する等その内部部局の組織を改めるとともに、犯罪の広域化等に効果的に対応するため都道府県警察相互間の関係等に関する規定その他所要の規定の整備を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

警察法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成六年六月七日

参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 土井たか子

警察法の一部を改正する法律案

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「関係」を「関係等」に、「第六十一条」を「第六十二条」に改める。

第十九条第一項中「警務局」を「生活安全局」に、「通信局」を「情報通信局」に改め、同条第二項中「刑事局」を「保安部及び」を「長官官房に国際部、刑事局」に改める。

第二十一条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「法令案の審査」を「総合調整」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 法令案の審査に関する事。

第二十一条第十一号中「外」を「ほか」に改め、同号を同条第二十号とし、同号の前に次の三号を加える。

十七 次に掲げる事務に関する企画、調査及び総合調整に関する事。

イ 所管行政に係る国際協力に関する事。

ロ 国際的な警察に関する事。

ハ 外国人に係る警察に関する事。

ニ 国際捜査共助に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、所管行政に係る国際関係事務のうち、基本的なものその他の他の部局において処理することが適当でないものに関する事。

第二十一条第十号を同条第十六号とし、同号の前に次の四号を加える。

十二 警察教養に関する事。

十三 警察職員の福利厚生に関する事。

十四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。

十五 犯罪被害者等給付金に関する事。

第二十一条第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 警察職員の人事及び定員に関する事。

八 監察に関する事。

第二十一条に次の一項を加える。
2 国際部においては、前項第十七号から第十九号までに掲げる事務をつかさどる。
第二十二号を次のように改める。
(生活安全局の所掌事務)

第二十二号 生活安全局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。
一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に關する事。

二 地域警察その他の警らに關する事。

三 犯罪の予防に關する事。

四 保安警察に關する事。

第二十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第八号」を「前項第四号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条の見出し中「通信局」を「情報通信局」に改め、同条中「通信局」を「情報通信局」に、「警察通信に關する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 警察通信に關する事。

二 所管行政に關する情報の管理に關する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に關する事。

三 所管行政の事務能率の増進に關する事。

四 犯罪統計を除く警察統計に關する事。

第三十四条第三項中「通信局長」を「情報通信局長」に改める。

第五十三条第五項中「派出所」を「交番その他の派出所」に改める。

「第四節 都道府県警察相互間の關係」を「第四節 都道府県警察相互間の關係等」に改める。

第六十条の二の見出し中「附近」を「周辺」に改め、同条中「隣接する」を「隣接し、又は近接する」に、「隣接に關する」を「社会的経済的一体性の程度、地理的状况等から判断して相互に權限を及ぼす必要があると認められる」に、「附近」を「周辺」に改める。

第六十一条第一項中「その管轄区域内」を「居住者、潜在者その他のその管轄区域の關係者の生命、身体及び財産の保護並びにその管轄区域」に改め、同条第二項を削る。

第四章第四節第六十一条の次に次の一条を加える。
(事案の共同処理等に關する指揮及び連絡)
第六十一条の二 警視總監又は警察本部長は、当該都道府県警察が、他の都道府県警察の管轄区域に權限を及ぼし、その他の都道府県警察と共同して事案を処理する場合において、必要があると認めるときは、相互に協議して定めるところにより、關係都道府県警察の一の警察官(第六十条第一項の規定による援助の要求により派遣された者を含む)に、当該事案の処理に關し、当該協議によりあらかじめ定められた方針の範囲内で、それぞれの都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができる。

第六十条第二項の規定は、前項の規定による協議をしようとする場合について準用する。
3 都道府県警察は、他の都道府県警察の管轄区域に權限を及ぼすときは、当該他の都道府県警察と緊密な連絡を保たなければならない。

この法律は、平成六年七月一日から施行する。

ただし、目次の改正規定、第四章第四節の節名の改正規定、第六十条の二及び第六十一条の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、平成六年七月一日から施行する。

ただし、目次の改正規定、第四章第四節の節名の改正規定、第六十条の二及び第六十一条の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、平成六年七月一日から施行する。

ただし、目次の改正規定、第四章第四節の節名の改正規定、第六十条の二及び第六十一条の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、平成六年七月一日から施行する。

ただし、目次の改正規定、第四章第四節の節名の改正規定、第六十条の二及び第六十一条の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、平成六年七月一日から施行する。

ただし、目次の改正規定、第四章第四節の節名の改正規定、第六十条の二及び第六十一条の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、平成六年七月一日から施行する。

ただし、目次の改正規定、第四章第四節の節名の改正規定、第六十条の二及び第六十一条の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、平成六年七月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部
送料	三円
別	〇三円